

鬼北町最低制限価格制度実施要綱の一部改正について

令和3年10月5日以降の入札に付する工事で設計金額が5,000万円未満のものが対象となります。

鬼北町最低制限価格制度実施要綱(平成24年鬼北町告示第10号)新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正後 (案)
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この告示の対象とする工事は、設計金額5,000万円以上とし、<u>調査基準価格設定案件を除き、町長が特に必要と認めた場合に限る。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この告示の対象とする工事は、入札に付する工事で設計金額が<u>5,000万円未満のものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。</u></p>

最低制限価格の算定方法

区分	計算式	備考
土木工事	$(\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55) \times 1.10$	ただし、左欄の計算式により算出した額が予定価格に8/10を乗じて得た額を下回る場合に
建築工事（建築物に係る機械設備工事及び電気設備工事等を含む。）	$\{\text{直接工事費} \times 0.9 \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費} \times 0.55\} \times 1.10$	あつては、予定価格に8/10を乗じて得た額を最低制限価格とする。

(注) 各費目毎に所定の率を乗じたもの（円未満は切捨て）の合計に、1.10を乗じた額（円未満切捨て）とする。